

熱海高校ヨット部OB会 会則

(名称)

第 1 条 この会は、熱海高校ヨット部OB会と称する。

(拠点)

第 2 条 この会の拠点は、熱海高校ヨット部ホームページ(以下、HPという。)とする。

【URL : <https://atamihighschool-yachtclub.com>】

また、事務局を有限会社海遊社内(熱海市下多賀 1401-11)に置く。

なお、活動の詳細はLINE「熱海高校ヨット部OB会」(以下、LINEという。)とする。

(目的)

第 3 条 この会は、現役部員への思いを共感し、熱海高校ヨット部の活動費用の補完(非営利活動)を目的とする。なお、主な内容は次のとおりとする。

- (1) セールの寄贈
- (2) 役員等の遠征費の補助
- (3) 学校予算で補えないヨット部の活動に必要な費用の補填
- (4) その他、ヨット部員の練習環境の確保(学校備品以外の艇の処分等を含む)

(会員)

第 4 条 この会の会員は、次の者とする。

- (1) 正会員 熱海高校ヨット部に在籍し、かつ、卒業した者
- (2) 賛助会員 熱海高校ヨット部顧問経験者

(会費)

第 5 条 会員は、以下に定める会費(翌年度分)を3月末までに納入する。なお、振り込みにかかる手数料は、自己負担とする。

- (1) 金額 年間 5,000 円 (大学及び専門学校等に在籍する学生にあつては、3,000 円)
- (2) 振込先 (①又は②のいずれか)

① ゆうちょ銀行 二三八 普通口座 No, 5 7 1 8 4 0 7※

アタミコウコウヨットブオービーカイ

※ゆうちょ銀行からの振り込みの場合は口座番号の最後に「1」を含めた8桁

② スルガ銀行 熱海支店 普通口座 No, 3 7 5 0 4 8 7

アタミコウコウヨットブオービーカイヤマダヒデユキ

- (3) 会費の使用は、HP及びLINEにより事前に報告するが、OB会費納入者の3分の1以上の反対があつた場合は執行することができない。

(入会及び退会)

第 6 条 会員は、静岡県立熱海高等学校卒業時をもって、自動的に会員となる。

ただし、入会を拒むものにあつてはこの限りではない。

(役員)

第 7 条 この会に次の役員及び熱海高校ヨット部の指導者(役員等という。)を置く。

- (1) 会長 山田 秀幸
- (2) 会計 鷺尾 大吾
- (3) 相談役 山田 茂次、 壘 秀昭

- (4) 監督 高梨 成太郎
- (5) コーチ 山田 秀幸、 鷺尾 大吾
- (6) セーリングアドバイザー 山田 吾朗 (元 470 級ナショナルチーム)

(役員の仕事)

第 8 条 役員等の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長 熱海高校ヨット部OB会を代表し、その業務を統括する。
- (2) 会計 目的に沿った会費の収支管理を行う。
- (3) 相談役 OB会を運営して行く上での相談業務及び会員からの意見等の取りまとめ等を担う。
- (4) 監督 ヨット技術等を教えると共に、ヨット部の活動を総括する。
- (5) コーチ ヨット技術等を教えると共に、監督を補佐する。
- (6) セーリングアドバイザー 各レース海面、運営の情報及びセーリング技術向上のためのアドバイスをを行う。

(各種報告)

第 9 条 総会を行わず、月の予定、大会参加、事業報告及び決算等、各種報告はHPで行う。

なお、詳細においてはLINEにおいて随時行う。

(事業年度)

第 10 条 この会の事業年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日とする。

付則 この規約は令和 4 年度から施行し、予算の執行は令和 5 年度から実施する。

制定 令和 5 年 1 月 1 日

改正 令和 5 年 7 月 日